

# 東南アジア・オセアニア地域

## 税務ニュース 2024年8月号

August 2024 | Volume 35



### 目次

|   |       |
|---|-------|
| 1. 今月のハイライト   | p.1   |
| 2. 各国税務ニュース(2024年7月31日時点)<br>ベトナム フィリピン マレーシア オーストラリア | p.2-3 |
| 3. セミナー情報   | p.3   |
| 4. 各国問い合わせ先   | p.4   |

### 今月のハイライト

- ベトナムでは2024年6月、CIT(法人税)改正案が一般公募のために公開されました。改正案では、優遇措置の適用分野・地域が変更されるなど、現行の規定に対してさまざまな修正がなされており、他の法規制とCITの間に不整合があればCITが優先されることが強調されています。
- マレーシアでは自動化や環境対応のための設備投資に係る優遇税制についてのガイドラインが公表され、条件などの詳細が示されました。
- オーストラリアでは公開国別(CbC)報告制度を実施する法案が議会に提出されました。本規則が制定された場合には、2024年7月1日以降に開始する報告期間より適用され、特定の大規模多国籍企業に一定の税務情報の公開が義務付けられます。

## 各国税務ニュース(2024年7月31日時点)

ベトナム

### 特別売上税(SST)の改正案



特別売上税(SST)の改正案が発表され、2026年から2030年までの税率引き上げに関するロードマップのほか、SSTの適用範囲を拡大し、一定の糖分を含む飲料など、新たな物品やサービスを含めることが示されています。

### CIT 優遇措置制度の改正案

2024年6月、CIT(法人税)改正案が一般公募のために政府のウェブサイトで公開されました。法案は、2024年10月に国会で審議され、2025年5月に承認される予定です。

改正案では、優遇措置の適用分野・地域が変更されるなど、現行の規定に対してさまざまな修正がなされており、他の法規制とCITの間に不整合があればCITが優先されることが強調されています。

### ベトナムにおける輸出加工企業(EPE企業)によるみなし輸出入取引(ICEI)に関する新たな展開

ベトナム税関総局(GDC)は2024年5月28日、みなし輸出入取引についてのオフィシャルレター(2352/TCHQ-PC)を発行しました。オフィシャルレターでは、EPE企業が関与するみなし輸出入取引の事例が示されており、GDCの見解において、当該取引は引き続き認められる予定です。

### 移転価格に関する政令132/2020/ND-CPの改正案について

ベトナム財務省は2024年7月15日、政令132の改正案を発表しました。改正案では、信用機関法の改正に合わせて、関連当事者の定義についての変更案が示されています。

フィリピン

### リスクベースアプローチによるVAT還付申請の審査



内国歳入庁(BIR)は2024年6月19日に通達(RMO No. 23-2024)を公表しました。2024年1月5日に成立した納税簡易化法(EOPT - Ease of Paying Taxes Act)による税制改正により、VAT還付申請に関して新たに低リスク、中リスク、高リスクというリスク分類が導入されました。RMO No. 23-2024では、新しく導入されたリスクベースアプローチによるBIRの審査手続き内容が明らかになっています。

マレーシア

### 7月のマレーシア税制アップデート



### 自動化および環境対応の優遇税制のガイドラインの公表

自動化や環境対応のための設備投資に係る優遇税制についてのガイドラインが公表されました。2023年度および2024年度の税制改正の際に発表されていた内容が踏襲され、条件などの詳細が示されています。

オーストラリア

### Monthly Tax Update July



オーストラリア税務に関する直近の動向のうち、以下を含む点について解説しています。

#### • 国別(CbC)報告情報の開示に関する法律の導入

オーストラリアの公開国別(CbC)報告制度を実施する法案が議会に提出されました。本規則が制定された場合、2024年7月1日以降に開始する報告期間より適用され、特定の大規模多国籍企業(CbC報告親会社と定義)に、一定の税務情報の公開が義務付けられます。本情報は、政府のウェブサイト上で公開されます。

- 第 2 の柱に関する追加ガイダンス

経済協力開発機構(OECD)／G20 の利益移転(BEPS)包摂的枠組み、グローバル・ミニマム課税の適用を明確化および簡素化する追加ガイダンスと、グローバル税源浸食防止(GloBE)ルールを実施する国または地域の法律の適格性を認定するための簡素化されたプロセスの概要が発表されています。

- ベルギー法人を有するグループに対する第 2 の柱の義務

すでに第 2 の柱のルールが適用されているベルギー法人を持つ多国籍グループは、ベルギー当局に提供すべき情報がかなり膨大であることを考慮すると、2024 年 7 月 13 日が期限となる Notification の提出義務を果たすために迅速に行動する必要があります。

- 第 1 の柱の最終パッケージが完成間近

OECD／G20 の税源浸食と BEPS に関する包摂的枠組みは、第 1 の柱の B(Amount B) の金額に関する報告書に関連していくつかの補足要素を発表しました。

詳細は、[7 月号のニュースレター](#)をご参照ください。

## セミナー情報

各国または日本で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

### グローバル・ミニマム課税制度の実務対応—PwC 独自開発の計算システム「Pillar Two Engine」を活用して—

デジタル課税の第 2 の柱(Pillar Two)グローバル・ミニマム課税(GloBE ルール)の導入に伴い、各企業においては各国・地域の制度やグループ全体の情報収集に係る事務負担が増大しており、慢性的な高負荷状態と人材不足の解消が喫緊の課題となっています。また、新たな業務に対応するための IT システム対応も、短期的には課題を余計に難しくしています。本セミナーでは、より効果的かつ効率的な Pillar Two 実務対応について解説するとともに、PwC グローバルが独自開発した申告用計算システム「Pillar Two Engine」の機能もご紹介します。

配信期間: 2024 年 7 月 31 日(水)～2024 年 9 月 30 日(月)

配信方法: オンデマンド配信

詳細および登録リンク: <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/tax-1240731.html>

### コンプライアンスデューデリジェンスおよび国連の要求する企業の人権対策と 2023 年訪日調査の最終報告書について

配信期間: 2024 年 7 月 11 日(木)～9 月 30 日(月)

配信方法: オンデマンド配信

詳細および登録リンク: <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/a1240711.html>

### グローバル金融サイバーカンファレンス

世界有数の企業が、サイバー攻撃の猛威により甚大な被害を受け、ビジネス継続が危ぶまれるような事案が発生しています。本カンファレンスでは、金融機関が目指すべきサイバーセキュリティをテーマに、海外の有識者や CISO 経験者、金融庁、金融 ISAC の方々に登壇いただき、最新の取り組み事例や今後企業がとるべき方策について掘り下げていきます。

配信期間: 2024 年 8 月 20 日(火)～9 月 30 日(月)

配信方法: オンデマンド配信

詳細および登録リンク: <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/p1240820.html>

## 各國問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

**共同統括責任者** 神保 真人(税理士法人 パートナー)、菅原 竜二(PwCインドネシア パートナー)

**PwC税理士法人(日本)** 神保 真人、野田 幸嗣(移転価格)、大橋 全寿(移転価格)、青木 一憲(金融)

**PwCインドネシア** 菅原 竜二(カントリーリーダー)、糸井和光、深澤 直人、濱田 孝一、松澤 智之、石山 洋平、水野 直樹、井上 由貴、余村 裕樹  
問い合わせ先:id\_jbd@pwc.com

**PwCタイ** 魚住 篤志(カントリーリーダー)、武部 純、山鳥 達彦  
問い合わせ先:th\_jbd@pwc.com

**PwCベトナム** 今井 慎平(カントリーリーダー)、小暮 寛之、塚本 裕之  
問い合わせ先:vn\_jbn@pwc.com

**PwCフィリピン** 東城 健太郎(カントリーリーダー)、林田 俊哉、赤羽 洋輔  
問い合わせ先:ph\_jbd@pwc.com

**PwCマレーシア** 杉山 雄一(カントリーリーダー)、佐藤 祐司、水本 賢一、緩詰 真梨子  
問い合わせ先:my\_pwc\_japandesk@pwc.com

**PwCシンガポール** ハワード・オオサワ(カントリーリーダー)、北村 勝信、山本 尚紀、海谷 亮介、野木 玄  
問い合わせ先:sg\_japan\_desk\_tax@pwc.com

**PwCオーストラリア** 寺崎 信裕(税務カントリーリーダー)、伊藤 大介、信夫 将  
問い合わせ先:au\_japan@pwc.com

## Tax Academy について

PwC税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的としたe-learningコンテンツを2022年10月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwCグローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[www.pwc.com/jp/tax-academy](http://www.pwc.com/jp/tax-academy)

→ バックナンバーは、こちらからご覧ください。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界151カ国に及ぶグローバルネットワークに約364,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。  
本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。  
© 2024 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.